

平成21年第7回東大和市議会建設環境委員会記録

平成21年12月11日（金曜日）

出席委員（7名）

委員長	中村庄一郎君	副委員長	蜂須賀千雅君
委員	吉野孝君	委員	関野杜成君
委員	押本修君	委員	長瀬りつ君
委員	尾崎信夫君		

欠席委員（なし）

委員外議員（5名）

議長	粕谷洋右君	4番	粕谷久美子君
5番	関田貢君	19番	御殿谷一彦君
22番	二宮由子君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	桜井輝幸君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君
主事	指田弘安君		

出席説明員（3名）

副市長	小飯塚謙一君	建設環境部長	並木俊則君
都市計画課長	内藤峰雄君		

会議に付した案件

- (1) 第67号議案 市道路線の認定について
- (2) 第68号議案 市道道路の変更について
- (3) 21第11号陳情 青梅街道（東大和市南街）通称大和通りの整備要望3項目に関する陳情

午前 9時30分 開議

○委員長（中村庄一郎君） ただいまから平成21年第7回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（中村庄一郎君） 第67号議案 市道路線の認定について、第68号議案 市道路線の変更について、以上2議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

以上2議案の審査に先立ち、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、これより現地視察を行います。

なお、本日審査を予定しております21第11号陳情の現場が市道路線の現場へ向かう途中にありますので、こちらのほうもあわせて現地を確認したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（吉野 孝君） 今第11号陳情のことで現地をという話なんです、この陳情の中にあります歩道幅について、2.5メートルというのが具体的に出ているんですね。そういったことなので、できれば樹木と2.5メートルの歩道というのはどんな感じなのか、具体的にどこかあれば見たいなど。今回の陳情は歩道幅を2.5メートルにしてほしいというようなことがあったので、それはどうなんですかね。具体的にどこか樹木があって2.5メートルの歩道というのは、どこかあるんですか。

○委員長（中村庄一郎君） 暫時休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

午前 9時36分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより現地視察を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

〔 現地視察 〕

○委員長（中村庄一郎君） それでは、どうも皆さんお疲れさまでした。また、雨で足元の悪い中、大変御苦労さまでした。

議事運営上の都合によりまして、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前11時 9分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

現地視察により路線の状況を確認いたしましたので、これより審査を行います。

初めに、第67号議案 市道路線の認定についてを審査いたします。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第67号議案 市道路線の認定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

次に、第68号議案 市道路線の変更について審査を行います。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第68号議案 市道路線の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（中村庄一郎君） 次に、21第11号陳情 青梅街道（東大和市南街）通称大和通りの整備要望3項目に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（桜井輝幸君） 朗読いたします。

21第11号陳情 青梅街道（東大和市南街）通称大和通りの整備要望3項目に関する陳情

○委員長（中村庄一郎君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（押本 修君） まず最初に伺いたいんですけども、市のほうのまちづくりに対するお考えなんですけども、都市マスタープランの中でも大和通り、あの地域のことを市の玄関口、それから東大和市の中心的商店街という位置づけとして明記をされています。そういう中で、これからの東大和市のまちづくりという観点から、あの地域に対して今後どういうお考えを持っているのか、その辺説明をいただきたいと思います。

○建設環境部長（並木俊則君） 今押本委員おっしゃりますように、東大和市の都市マスタープランにおきまして、まあ都市マスタープランは各地域ごと、地区ごとにいろいろな地域の特性、あるいは環境を重んじた中でいろいろな計画を市として持っているわけですが、この東大和市駅周辺、あるいはその大きな都道、あるいはここで開通いたしました都市計画道路等周辺からは道路があるわけでございますが、その中でこの東大和市の表玄関でございます東大和市駅周辺の整備につきましては、当然のごとく都市マスタープランにのっておりまして、いろいろな考えを市は持っているわけございまして、今後につきましてもマスタープランに準じて、市の大きな政策であります基本構想、基本計画、総合計画、そのようなものと連携した中での計画の実行ということを常に考えているところでございます。差し当たってこの地域に関しましては、都市計画道路も南街4丁目交差点の開通に伴いまして開通を一部したところございまして、周辺の桜が丘につきましては、大型のマンション、あるいは戸建て等の住宅も少しずつふえて今後の開発も見込まれるというような環境でございますので、市といたしましても、安全・安心のまちづくりを進める中で、非常に重要な地域という認識を持って計画を持ち、その実行に努めていきたいというような考えを持っております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 済みません、ちょっと今の押本委員の質問に対しての答弁が——この場所をどうするかという質問だったと思うんですが、もう少し詳しくお話をしていただけますでしょうか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 都市マスタープランでは、具体的に大和通り周辺のところにつきまして、市の中心的な商店街として、快適で人々に親しまれる買い物環境の整備により活性化を図りますという方針を掲げてございます。こういった方針になるべく近づけていくためには、どういったことができるのか。都市マスタープランといいますのは、協働でまちづくりを進めていこうとする方針を掲げてございますので、地域の方たち、また行政ですね、それと道路管理をしている東京都が、どういったことができるのかを一緒に検討するというようなことをしながら、協働でこの方針に近づいていけたらいいなというようなことで、先ほど部長からもお答えしておりますけれども、そういったものを具体的に進めていくには、実際の実施計画等に反映させていかなくてはいけないということもございまして、まずは地域の方たちと一緒に協働のルールづくりといったものも考えながら、具体化していく必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（押本 修君） 今回の陳情の前、2年前になるんですけども、今回は商店街、商工会長、そして自治会長さんの連名ということで陳情が出ていますけども、2年前には既に商店街として市長のほうに要望書が出ております。内容的には今回と基本的に一緒、この3点の要望が出ていますが、一緒に今後どういったことができるのかということ東京都と一緒に考えていきたいということなんですけども、2年前に既に要望書が出されておりますので、具体的にその計画として、こういうことを今後こういう時期にやっていきたいということが現在もし計画として若干でもあれば、その辺の説明をしていただきたいと思っております。

○建設環境部長（並木俊則君） 市のほうには、2年前にこのような要望のことについては内容的にいただきまして、この間機会あるごとに東京都北多摩北部建設事務所でございますが、そちらのほうにはいろんな角度からお話はもう伝えてありますので、機会ごとにそのような話を市としてはしている段階でございまして、今回この陳情が市議会のほうに出されたという中で、東京都ともいろいろなお話をさせていただきましたが、まず東京都のほうは都市計画道路の3・4・26号線が先ほどちょっとお話ししましたが、南街4丁目の交差点がことしの3月に完成しまして、新しい道路のほうに行けるようになったというようなことも踏まえまして、青梅

街道大和通りの交通形態も変わりつつあるという中で、もうしばらくこの交差点の利用状況を確認し、またその利用がある程度落ちついた段階、期間的には1年ぐらいいかなというふうには思いますが、その段階で東京都としては、まず交通量調査、交通の実態を把握したいというお話を私どもは今回聞いております。その後、その調査等に基づいていろいろな考えに及んでいくのではないかなというところで、東京都からはお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） この資料でいただいた、北北建のほうにこの陳情者が伺ったということなのですが、北北建のほうでどのような陳情者からの質問があり、そしてそれに対して北北建はどのような回答をしたのか、それに対してこちらにその情報が入っているのか。入っているのであれば、それを教えてください。

○建設環境部長（並木俊則君） 団体の皆様が東京都のほうに、この陳情にお伺いしたのは12月3日というふうにはお聞きしています。まだ私どもも、その間ちょっと時間もまだとれないような状況がありまして、詳しいところはまだお聞きはしていませんが、その内容的には東京都のほうからは面会についてお話はいただきました。その中では、詳しくはまだこれから聞くところでございますが、先ほど私のほうでお話ししました東京都としては、まず交通量調査を実施してみたいと。これについては、いつという期日はまだわからないということなのですが、来年に入って早いうちにというようなお話は聞いているところございまして、あといろいろな細かいお話はあったとは思いますが、東京都としては先ほどもお話し申し上げましたが、今後このような陳情内容で、東京都としていろいろな道路構造の課題とか、周辺の道路等の関係とか、いろいろなもろもろの課題が出てくると思いますので、そういったことで可能な事業はどれかというようなことを考えながら、事業については事業化に向けては研究してみたいというようなところをお話しされたということは聞いております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） すべてまだ細かくは聞いていないということなのでしょうが、先ほど私の質問で協働でまちづくりというようなことを言われていましたが、商店振興プランのほうで東大和市としては、東大和市駅前周辺を歩いて楽しい都市空間の整備を進めていくというふうに位置づけているんですけども、商店街がまあこうやって出してきました。東大和市はこう考えています。そうすると、やっぱり東京都がどう考えているのかがわからないと、先ほどそちらでお答えした協働でのまちづくりという形が見えてこないんですが、東京都はわからないと言っていますが、東大和市として、まあ都市計画のほうとして、もしそういった陳情者の要望どおりの形をやろうとなった場合、どの部分が課題になってくるのか。または先ほど言った道路の構造の部分、その他わかる範囲でいいので、課題と問題点を教えてください。

○建設環境部長（並木俊則君） あくまでも青梅街道大和通りは御案内のように都道でございますので、管理しておりますのが東京都の北多摩北部建設事務所ということで、私ども市道であればこういうふうな考え、こういうふうな具体的なところの部分のお話はきちんとできるかなと思うんですが、今関野委員おっしゃったように、考えられることということで、一般的な話の中でさせていただくということで、まず前提となる中でこのような大きな3項目ということで、まず道路を新設、あるいは改良する場合には、道路構造令というものがございまして、それに当然適合していかなければいけないという部分がございます。今回についても、幅員等、歩道等、拡幅等がございますので、当然ルールに基づいた中で道路としてできるのかなというところを適合させなければいけないというものがございまして。現在、青梅街道は主要地方道ということで、車道につきましては、先ほど現地の方へごらんいただきましたけれども、片側については4メートルというところで車道

については現在8メートル、両側に歩道が1.5メートルずつあるということで3メートルで、合計で道路幅員については11メートルというものになってございます。現況幅員が11メートル、それをやはりこの要望でございまして片側の歩道——両方とも1.5メートルから2.5メートルにそれぞれ1メートル延ばすとなりますと、簡単に言えば車道部分が2メートル減りまして、8メートルの車道が6メートル、片側でいくと3メートル、3メートルになってしまうということになります。道路構造等からいきますと、ちょっと今の大型車両、特に路線バスも通っておりますので、車道の片側の3メートルというのは構造令からいってもちょっと難しい部分の車道の3メートルかなというふうには一般的には思います。可能かどうかは別としまして、それはまた東京都の考えでございまして。

個々に申し上げますと、まず歩道の拡幅でございまして、今申し上げましたように歩道片側1.5メートルから2.5メートルにした場合には、当然車道が片側3メートルになりますので、現在の大型車の通行、バスの通行が現状が維持できるのかなというところが一つあると思います。

街路樹の植栽につきましては、歩道幅員が2.5メートルになりますと植樹ますを設置した中で中木は植栽は可能であるとは思いますが、東京都の福祉のまちづくり条例等の関係で歩道の場合については、そういうふうな植栽した場合でも有効幅員を2メートル以上とりたいという部分がございますので、そうしますとなかなか2.5メートルの歩道ですと連続した植樹帯は難しいというふうに思います。間隔をあげないと中木は植栽できないと。中木と中木の間は低木は植栽はできないかなというふうには、一般的には考えられます。

三つ目の電線の地中化につきましては、歩道幅員が2.5メートル以上であればルール上は可能というふうなことは言われております。ただ一般的に考えた場合に、もし歩道の地中の共同溝というようなことでなると、2.5メートルの歩道の幅ですと、植栽と共同溝が一緒にできるかなというのは、ちょっと一般的には難しい2.5メートルかなと。もっと歩道の幅員がないと両方は難しいかなというのは、一般的にはちょっと考えられます。どれにつきましても、不可能とか可能とかではなく、一般的な道路の形態、構造から考えた場合の私どもの調べた中でのお話というふうな形で御理解いただければと思います。

以上でございまして。

- 委員（蜂須賀千雅君） 今部長の答弁で幾つか、この陳情3項目についての思われる課題点ということで幾つかお伺いしたんですけど、今現地を確かに見てきて、そうだなと思うことがやっぱり幾つか重なったんですけども、これ例えば歩道のほうはこういった形で広がると、私もよくあの通りで買い物をさせていただくんですけども、本当はいけないんでしょうけれども、道路ぎわに例えばおだんご屋さんがあったり、コンビニがあったりするときに横でとめて買わせていただいたり、そうすると私だけじゃなくて、ものの1分もとめていませんから、そういった形でその商店にしてみれば、車をぱっと道路上にとめていただいて買っていただくことで売り上げにつながっているお客さんもいらっしゃると思うんですね。この陳情確かに3点すべてやってくださいということの陳情だと思うんですけども、今回陳情者すべて自治会長さんの名前で来ていらっしゃるんですけども、一度市に要望されるということで、この投票をしましたということではいるんですけども、そうするとこれ皆さん、この陳情者の方たちだけじゃなくて、自治会のほうでこういったことに対しての協議とか話し合いがされたのかなということについては、どの程度お伺いしていらっしゃるのでしょうか。
- 建設環境部長（並木俊則君） 今蜂須賀委員のほうからの御質疑でございまして、自治会のほうでのどういうふうな形で、こういうふうなことということの部分は、ちょっと市のほうでは自治会のほうへはお聞きもしていませんし、お話も直接的にしたことはございません。

○委員（尾崎信夫君） 一番懸念するところは、いわゆる3メートルになった場合、バス停に上下——立川方面、それから奈良橋方面にバスがとまったときに緊急車両が抜けられるかどうかという、これが一番大きな課題だろうと思うんです。やはり緊急車両が通れないということになると、これは大変なことになるわけですので、これがどうなのかというところですね。

それからもう一方、2.5メートルの歩道にした場合に、緑樹帯というよりもガードレールをつくらなければならないということになるのではないかと思います。それはどうなんですかね。この辺が商店街としてどういう懸念を持つのか。先ほどの駐停車の問題は、当然今コインパーキングがあるわけですから、そこにとめて買い物に行くということは十分できるはずですので、これらはそういうところで解消するということができるわけですが、大事なところはバスが両方にとまっていて、その中で緊急車両が抜けられるかどうか、これは大きな課題の一つだと思います。それから2.5メートルにした場合にガードパイプが設置されてしまうという懸念があるわけですが、これらについてはどうなのでしょう。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 1点目の緊急車両の通行でございますが、バス停の位置を見ますと、現在南街通りのバス停の位置も多少ずれてございます。両方向に同時にバスがとまっても、3メートルになった場合には緊急車両が反対側を通らなくてはいけないということもございますが、完全にふさがれてしまうという状況にはならないというふうには考えます。ただそういったことを考えますと、3メートルというのは道路構造令には適合しない幅員になりますので、その辺はいろいろと検討する必要があるのかなというふうに感じます。

また、2点目のガードパイプの件でございますが、2.5メートルになれば横断抑止ということで、パイプをつけることが標準的なこととなります。したがって、先ほど蜂須賀委員からもお話がありましたけれども、お店の前が全部あくというような状況にはならない可能性もあるということでございます。その辺、具体的な設計になっていかないとはいきりしませんが、一般的にはそのような構造になるということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） この大和通りの問題は、もう長い間の懸案事項、やはり東大和市にとってこの商店街をどうしていくのかというのは、まさに中心的商店街と先ほどもおっしゃっているわけですが、やはり市はどのような形にしようかという、そこが私は大事なんだと思うんですね。当然、商店街の方々と協働してどうするのか、また東大和のまちづくりとしてどういう観点で踏まえていくのかということが大事なんだと思うんですね。ですから、そこの中でこの問題がどう解決していくか、こういう陳情が出されたからといって、市が率先してこの大和通りの商店街のことについてのさまざまな問題を東京都とやり合うかということが私は大事なんだと思うんですね。確かに道路構造上の3メートルという問題があるのかもしれませんが、それらもどこまでできるのか、最大限努力する必要は私はあるんだろうと思うんですけど、この辺はどうお考えなのでしょう。

○建設環境部長（並木俊則君） 先ほどのお話の中にございました、東大和市の都市マスタープランにおきましては、今尾崎委員おっしゃるように、大和通り、富士見通りの商店街等については、東大和市の中心的な商店街として人々に親しまれる買い物環境の整備を行って活性化を図っていくことがうたわれております。このような中で、当然都道だから市のほうは何もしないということじゃなくて、東大和市域の重要な地域の要件でございますので、商店街の振興はもとより、安全・安心なまちづくりのために道路というのは当然必要なことでございますので、先ほどもお話し申し上げましたが、東京都のほうでは新しい道路もできたということ

の中で、道路形態が変わったという中で調査に入りたいということの一つのきっかけとしまして、当然のごとく今後の東大和市のまちづくりに重要な施策だというふうには認識してございますので、今までと同様に今後も東京都と連絡を密にして連携をとりながら、また地元の皆様の意見等も聞きながら、地域振興のために事業が推進できるものであれば、当然のごとく市のほうも努力していくというような考えでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 都道だということであるわけですが、やはりこの26号線ができて、これからの大和通りをどういう形にしていかなければいけないのか。また、まさに今までの東大和市にとっては、この大和通り商店街というのが長年メインストリート、いわゆる中心的商店街であるわけですから、これらのしっかりした考え方をかって東京都としっかり、東京都はどのような——まあこの際交通量調査をするということは、都道についての考え方を東京都は持っているという意識でいいんですかね。持っているんだとすれば、市としては積極的に東京都に対して、できるだけぎわいのある商店街づくり、まさにここをどうするかということをしかり主張していかなければならないと思うんですが、これらは東京都との状況というか、考え方はどうなっているのか。特に26号線ができて以降の大和通りが、下火になってしまうのではこれはならないわけですので、これらをどういうふうにして市として考えているのか。これは、まさに市の商工の考え方の大事なところだと思うんですね。この辺をしかりさせていかなければ、もっともっと大和通りが栄えるようにするのか、栄えなくていいというのか、ここが一番の課題だと思うんですね。これらをどうお考えになっているのか。やはりその辺が今大事なところなんだと思うんですけど、これらについてはどうお考えでしょうか。

○建設環境部長（並木俊則君） 東京都のほうは12月3日に今回の陳情の皆様、団体の方とお話をされているということで、まだちょっと時間がないもので詳しいところは東京都からお話はまだ聞けないところでございますが、先ほど申し上げましたように、東京都のスタンスとしては、私ども市のほうに伝えられておりますのは、まず現況の調査に入るということは陳情の皆様にはお話したということでございますので、これは一つのポイントかなというふうには思っています。その後ですね、何回も繰り返して申しわけないんですが、東京都としては、先ほど私のほうから、あるいは課長のほうからもお話ししましたが、道路については構造的なものでいろいろ制約がございますので、そういったことを一つ一つ研究しながらですね、東京都が団体の皆様にお話したのは、可能な事業が何なのか、市民の方、あるいは周辺の方、地権者の方、ましては道路を利用する方、もろもろの皆さんの中での考えを集約して、可能な事業は考えて研究していきたいというふうなことをおっしゃったということは聞いておりますので、今回のこの現況調査等が行われた後、まあその前もそうですが、いろいろと私ども東京都と市のほうといろいろな話の中で具体的なものが出てくるという部分もあるかなとは思いますが、いずれにしても今回状況調査が一つのスタート地点かなというふうには私どもは考えてございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 市としては、積極的に東京都に対して、この大和通り商店街の活性化のためのさまざまな施策を要望していくという認識でいいんでしょうか、その確認だけしておきます。

○副市長（小飯塚謙一君） 東大和市としましては、東大和市駅前市の表玄関ということで位置づけております。道路がどうなるかによりまして、当然まちづくりも変わってきます。総体的に、道路構造令がどうだこうだということはいっぱいあると思いますが、例えば方法として片側に2.5メートル持って、片側に例えば今のままの歩道にするとか、そういう手法もいっぱいあるかと思いますが、東京都も陳情の中では交通量調

査等をするということですから、市のほうとしても積極的にそういったときには要望等をしていきたいと、そんなふうに思っているところでございます。

○委員（尾崎信夫君） いわゆる3メートルの車道で2.5メートルの歩道——全部2.5メートルにしなくても、例えば一部を今の現状1.5メートルでバスのとまる場所は下げしておくということや、またもう一方2.5メートルの歩道になってしまった場合に、ガードパイプがつけられてしまうとすれば、両側の商店街に今度行き来ができなくなってしまうという問題があるわけですので、あとはこの商店街に買い物に来るときには、必ずどこかのパーキングにとめて買い物に行くということにしていけば、十分その辺はできるわけですがけれども、いわゆるにぎわいのあるまちづくりのためにどうすればいいのかという、さまざまなアイデアをここに集中していくことが私は大事ななと思うんですけども、この辺をもう少し市としても、ぜひ積極的にですね、まあ副市長言われたので、積極的にぜひ進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（長瀬りつ君） ちょっと都市マスのことに戻りますけれども、少なくとも東大和市の将来像を描いて、都市マスタープランを平成12年につくったわけですよ。その後、この今陳情に出ている大和通りについて考えたときに、道路線型は変わってきているし、快適な道路ではないという状況があるというふうなことも現状を陳情者たちがさまざま調査をしていらっしゃるわけですよ。安心して歩ける道路ではないというふうなことで変わってきている、策定時よりも現状がある意味後退をしているというような現状にある中で、東大和市としては今あるマスタープランについて実現性ですよ、実現の計画だとか、そういったものについては見直していくとか、そういうお考えはないのでしょうか。

○建設環境部長（並木俊則君） 東大和市の都市マスタープランについては、平成12年3月に策定しまして現在に至っているわけございまして、私どもが市で行う都市計画事業の一つの大きな指針がすべて網羅しているものというふうに私どもは考えた中で、各地域、地区ごとのいろいろな施策を掲載しているところでございまして、やはりいろんな状況がですね、特に南の地域、南街、桜が丘、向原については、まちづくりがいろいろな形で進んでおりまして、平成12年から約10年たつんですが、状況としては変わってきております。その中で、当然のごとく環境の変化に伴いまして、このマスタープランですべてを網羅するということは無理でございますので、そういった中ではマスタープランを指針とした中で、より現在のまちづくりに合った中での考えを持ってして、事業としては進めていくという考えをいつも持っております。見直し等は毎年毎年できるものではございませんので、やはり現状に合った中での東大和市民にとって一番環境としてよりよいものは何か、どういう事業なのかということは、常に念頭に置きながら指針をもとに事業のほうについては進めていくというのが考えでございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 指針は必要ですけど、指針で示した各分野でのどのくらい実現ができていくのかというところの検証をきちんとして、環境が変わってきているのであれば、当然見直しをしていかなければ現状に合わないものになってしまいますので、幾ら指針があっても、です。その辺についてきちんと市として取り組んでいただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（並木俊則君） 指針は持っているわけございまして、先ほどもお話ししましたように、環境の変化、状況の変化、地域の変化、いろいろとあります。そういった中で、当然のごとく将来に向かって大幅に見直しなきゃいけないものについては、指針も考えていかなきゃいけないというのは当然のことでございます。ただこれだけまちづくりがいろんな状況の中で、日々いろんな動きがある地域については、当然のごと

く指針に基づいた中で実態にそぐうようなまちづくりを進めているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） それで、今回のこの陳情については、東京都が交通量調査をするというのが第一歩だろうというふうにおっしゃっていますけれども、国が経済対策の補正で電線の地中化、それから緑化——4,000億円積み増したじゃないですか。ですから、やるのであれば市として本当に、先ほど尾崎委員も市の姿勢がまず第一だというふうにおっしゃっていましたけれども、その辺も含めて、この陳情されている方たちはきちんと現状の分析もされ、自分たちが望む大和通りのあり方みたいなものの将来像は出ているわけですから、そういうものに沿って市として早急に東京都と話し合いをして、市の意向というのを決めていくべきだというふうには私思うのですが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（並木俊則君） 先ほどからお話していますように当然青梅街道は都道でございますので、事業をやる部分については今長瀬委員がおっしゃったように、これだけの大きな事業になりますと、国庫補助金の導入が当然東京都はされないと事業化というのは難しいというふうには私どもも考えてわかりますので、東京都の全体事業の中でいろいろと先ほどから申し上げていますが、今後現況調査等をして研究していくんだというふうなことが団体のほうに伝えられているということは、いろいろと考えていくということだと私どもも思っていますので、私どももそれに付随していろいろな面でのあの地域での振興についてですね、連携した中で進めていくという考えは当然持っていますし、東京都もやはり都道をいっぱい抱えていますので、全体的な国庫補助金のパイもありますし、今後の中でまず事業化に向けては、東京都がきちんと整備路線ということで計画を持っていたかかないと次の予算化には行きませんので、そういったことも踏まえまして、当然のごとく事業化に向けては東京都と連携をとって、私どものまちづくりに指針としてあるものに合わせていくような形を私どもは積極的に働きかけなきゃいけませんし、東京都もここでスタートが切れるという部分もございますので、今後の事業化に向けて、かなりのいろいろな課題はあると思いますが、私どもは東京都と一緒に考えていくというスタンスでございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 先ほど、6メートルの車道について、適合しないとかというようなことを今ありましたよね。車道としての——ちょっとそこのところ、具体的に適合しないとというのはどういうことなのか、ひとつ聞きたいです。

それと、現在富士見通りが6.7メートル車道としてあると。それが、今回この大和通りについては6メートルということになるわけですね。その点では、だから先ほどちょっと心配になっているのは、やはり緊急車両だとか、安全性でどうなのかというところが気になるのかなと。そうした場合には、本当に2.5メートルというのが確保できるのかどうかということも、ちょっと私は考え方的には歩道を広くしてほしい、それから樹木を植えてほしい、さらに電線も地中化してほしいという、このことについては大変いいんじゃないかとは思うんですね。ただ具体的にそれがどうなのかという点では、本当に2.5メートルが確保できるのかどうかということが、ちょっと具体的にまだ進めていかないとわからないということのかなと。ちょっと今いろいろと聞いていて、その点はこの内容で進められるのかということが、どうなのかなということですよ。

○建設環境部長（並木俊則君） 私のほうで先ほど道路構造令云々ということで、片側車道が3メートルになったらということの部分は、先ほどもお話ししましたが、あくまでも一般的なという考えで、道路構造令に合わせて設計をこれからしていくとか云々というのは、全然そういう段階ではないんで、一般的に考えて車道が

片側3メートルですと、先ほどほかの委員さんからもお話がございましたけれども、それだったらバス停のところはどうなるんでしょうかとか、あるいは緊急車両が、バスがとまっていて片方の反対側の車道のほうへ行けますかとか、いろんなことが今後考えられますので、それは事業を計画する段階で東京都が考えていきますし、私ども当然相談等受ける内容でございますので、いろいろと意見を交換しながらというのが、今後の話になると思います。

歩道の2.5メートルにつきましても、御要望では2.5メートルですが、それが実際に可能なか不可能なのか、絶対にできるものなのかできないのか、そこもまだ私どもは全然そこまでのことに話は及んでおりませんので、あくまで一般的なことで先ほど私のほうで申し上げた次第で、どれも事業が可能だとか不可能だとかという部分はですね、東京都も今回の12月3日の団体さんとの面会の中でお話しした中で、今後考えていきますということのお答えをしたみたいでございますので、私どもも東京都からいろいろな話を聞いた中で考えていくというのが、市の考えでございます。

以上でございます。

○委員長（中村庄一郎君） 議事運営上の都合によって、ここで暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 0時25分 開議

○委員長（中村庄一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（押本 修君） この際、動議を提出したいと思います。

本陳情につきましては、質疑を終了、討論を省略し、意見をつけて採択をされるよう動議を提出いたします。なお意見につきましては、「できる限り陳情要旨に沿うよう努力されたい」としたいと思います。

以上です。

○委員長（中村庄一郎君） ただいま押本委員より、質疑を省略、討論を省略し、意見をつけて採択されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村庄一郎君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中村庄一郎君） これをもって平成21年第7回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午後 0時26分 散会